

平成 18 年 3 月 17 日

日本公認会計士協会

調査第一課 御中

全国銀行協会

「会社法の施行及び新たな会計基準等の適用に伴う会計制度委員
会報告等の改正について（公開草案）」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 今回の改正全般について

(1)改正による修正が適切に行われていない箇所が見受けられるため、整合性につき再確認いただきたい。

(2)今回の改正により、用語について「資本」を「純資産」に単純に置き換えるのではなく、実務での使用状況に配慮した適切な見直しをお願いしたい。

（理由）

連結手続における「資本連結」は実務で定着した用語であるため、置き換えにより「純資産連結」とはせず現在の用語が維持されているものと考えられるが、一方で「全部資本直入法」については「全部純資産直入法」と変更されていることから、用語の使用状況に適切に配慮した見直しを検討いただきたい。

2. 「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」の改正案について

第 2 項における用語の定義と実務指針全体での使用状況については整理が必要である。

（理由）

・第 2 項において取得後利益剰余金を「（以下説明の便宜上「剰余金」という。）」とする記述があるが、その一方で第 3 項以下においては、「剰余金」はほとんどが「利益剰余金」に修正されている。

- ・本改正案のままでは、第3項以下で頻繁に使用されることとなる（修正後の）「利益剰余金」は、第2項において定義した取得後利益剰余金を指し示すことにならず取得時利益剰余金も含んだ「利益剰余金」の意味に認識される懸念がある。

3. 「持分法会計に関する実務指針」の改正案について

設例1<全般の前提条件>の4において、「…利益準備金の積立ては行わないものとする」と記載されているが、会社法下では資本準備金に積み立てることもあるため、それに応じた表現の修正が必要と考えられる。

4. 「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」の改正案について

(1) 外貨建自社発行新株予約権の決算時及び行使時の会計処理（19-3項）について

- ・外貨建自社発行新株予約権について「決算時の為替相場」により換算することも検討していただきたい。

（理由）

- ・企業会計基準委員会による実務対応報告第16号Q5では、外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理について、実務上多く用いられている一括法を適用した場合には「決算時の為替相場」により換算することが明示されている。
- ・本項では、外貨建自社発行新株予約権について規定しているが、分離型新株引受権付社債の区分法適用時の外貨建自社発行新株予約権についても適用されるものである。発行者にとっては、社債型新株予約権付社債と分離型新株引受権付社債の経済的性質は概ね同等であるにも関わらず、外貨建転換社債型新株予約権付社債により調達した外貨を全額外貨で資産運用した場合には為替差損益が生じない一方で、分離型新株引受権付社債で調達した資金を全額外貨で資産運用した場合には新株予約権部分として区分した金額について為替差損益が生じることになり、取り扱いに差異が生じる。したがって、区分法を適用する分離型新株予約権付社債、ひいては外貨建自社発行新株予約権についても「決算時の為替相場」により換算することが適当であると考えられる。
- ・なお、この場合には、「振当処理の扱い」「外貨建自己新株予約権の消却及び処分時の会計処理」、「結論の背景における記載」などの関

連する記載もあわせて検討いただきたい。

(2)外貨建自己新株予約権の決算時の処理（19-5-3項）について

- ・文章の理解を助けるため、以下の記載（下線部）を追加することを検討いただきたい。

『 …とされているが、外貨建自己新株予約権の帳簿価額が「対応する新株予約権の帳簿価額を超える」かどうかは、両者の外貨建て帳簿価額を比較して判断する。また、外貨建自己新株予約権の当該時価が「著しく下落した」かどうかは、外貨建ての時価と外貨建ての取得原価とを比較して判断する。』

(3)在外子会社等の支払配当金（44項）について

- ・利益剰余金の配当に加え、資本剰余金からの配当時（子会社の存する国の制度によるが、一般的には株式の消却の伴わない資本の払戻）の処理についても記載することを検討していただきたい。

(4)設例の整理及び追加について

- ・設例については、発行根拠を旧商法及び会社法のいずれを根拠とする設例であるかを整理し、あわせて会社法を根拠とする新たな設例を追加することを検討していただきたい。

(5)会社法改正対応による修正箇所について

- ・以下の事項について、修正の要否を検討いただきたい。

在外子会社等の決算日が連結決算日と異なる場合の在外子会社等の貸借対照表項目の換算に適用する決算時の為替相場（33項）

『 在外子会社等の貸借対照表項目（純資産を除く）』は、『 在外子会社等の貸借対照表項目（株主資本を除く）』が適当であると考えられる。

少数株主持分の計算方法（74項）

『 在外子会社の資本項目』は、『 在外子会社の株主資本項目』が適当であると考えられる。

在外子会社等の支払配当金の換算方法（77項）、未実現損益の消去方法（78項）

『 株式の取得後に生じた資本に属する項目については、当該項目の発生時の為替相場による円換算額を付す』は、『 株式の取得後に生じた株主資本に属する項目については、当該項目の発生時の為替相場による円換算額を付す』が適当であると考えられる。

以 上